

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

（1）計画期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

（2）内容

目標1 年次有給休暇の取得を促進する。

【対策】

■平成29年4月から

- ・計画期間中をとおして、引き続き夏期特別休暇及び年末年始休暇期間の前後に「有給休暇取得奨励期間」を設け、年次有給休暇の取得を促進する。

目標2 所定外労働を削減するため、「ノー残業デー」を導入するとともに、働き方の工夫、意識改革などの取り組みをすすめる。

【対策】

■平成29年4月から

- ・研修会などを開催し働き方の工夫や意識改革などを促進する啓発の場を設ける。
- ・ノー残業デーの導入に向けた部署別のヒアリングと部署間の調整を実施する。

■平成30年4月から

- ・ノー残業デーを設定する。